

庄原市農業委員会では、ミニトマトの種まきをして35cmくらいまで育てた苗を、市内小学校に配布しました。児童のみなさんからお便りがたくさん届きましたので、そのうち一部をご紹介します。

- わたしは一度もミニトマトを育てた事がなかったので植えるのがとても楽しかったです。
- わたしは家ではそんなに植物を育てることがないけど、一生懸命水をあげて育てていこうと思いました。実がなるのが楽しみです。
- 育て方のポイントを書いてくださっているのを見て甘いトマトを作ります。
- おいしいミニトマトがなったらみんなで食べてみたいと思います。



比和小学校、3年生、4年生の皆さん。ミニトマトの苗を上手に植えることができました。

がんばれ その3 ヒバゴンくん



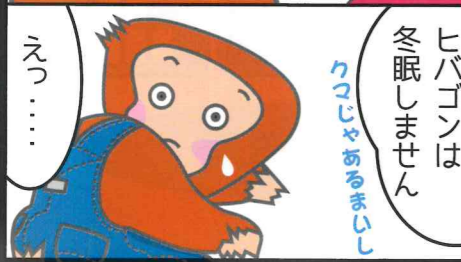
「飯も腹いっぱい食べました」



「なにしてるの?」
「寝床も準備して……」



「冬眠の準備をしようと思って……」



「えっ……」
「ヒバゴンは冬眠しません」

住宅に附属した農地を住宅と同時に取得する場合の下限面積の引き下げについて

庄原市各地域では、空き家の増加と共に不在地主の発生や、高齢化による耕作や管理が難しい農地が年々増加傾向にあります。庄原市農業委員会では、令和元年から空き家に附属する農地を空き家とセットで取得(売買)する場合に限り、農地法第3条による下限面積要件を10aから1aに引き下げています。

変更前	変更後
10アール(1,000㎡)	原則、10アール(1,000㎡) ただし、下記の要件を満たす場合は1アール(100㎡) (1)住宅と農地を合わせて売買・譲渡等をする場合で、住宅取得・活用が定住につながる事 (2)取得した農地を適性に管理し、取得後5年未満の間に転用等を行わないこと

今回の変更により、今まで小規模農地を取得できなかった新規就農希望者も、取得が容易になりました。地域内外からの新規就農者やUターン・ターンの移住や定住を促進するだけでなく、遊休農地や空き家の発生防止、解消につながることを期待されます。

※農地法第3条とは
農地を耕作目的で売買・贈与などをする場合、農業委員会の許可を受けなければならないと定めた法律で、その許可要件の中に下限面積(最低経営農地面積)に関する規定があります。

表紙面の写真と「農家のつぶやき」の投稿を随時募集しています。

編集後記

- 昨年は新型コロナウイルスに振り回された1年でした。豪雨災害なども重なり農業分野でも厳しい年だったと思います。今年も年明けからオミクロン株の感染拡大が続いています。皆さんも身体に気をつけてこの苦難を乗り越えましょう。



- 庄原市農業委員会の理念●
- ①担い手への農地利用の集積・集約化
 - ②遊休農地の発生防止・解消
 - ③新規参入の促進

令和4年3月4日(第3号)
編集・発行
庄原市農業委員会 広報委員会
TEL 0824-73-1133(事務局)
FAX 0824-72-3322
mail nougyou@city.shobara.lg.jp



改善された耕作放棄地で元気に育っている和牛。

実留町の下谷宮農集団組合では、地域内4ヶ所の耕作放棄地を牧草地として整備し、レンタルした和牛3頭を飼育しています。先日、農業委員と板橋小学校4年生が、農家の須原実さんからお話を聞き、農業の勉強をしました。

関連記事を2ページに掲載

写真提供: 庄原市農業委員会 委員